利用上の注意

1 調査の目的

我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく「指定統計調査」(指定統計第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施されている。

3 調査の期日

平成14年6月1日現在で実施した。

なお、この調査は平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしている。

4 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 J ー卸売・小売業に属する事業所で、公営・民営の事業所を対象とする。ただし、次の事業所は除く。

- (1) 劇場内、運動競技場内、有料道路内、駅の改札口内など、有料施設内に設けられている事業所(ただし、有料の遊園地、公園、テーマパーク内の別経営の事業所は対象とする)。
- (2)調査日前引き続き3か月以上休業している事業所

なお、調査期日に休業もしくは精算中、季節営業であっても専従の従業者がいる 事業所は対象とする。

5 調査単位

事業所単位

6 調査の方法

以下の①、②による。

- ①申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式
- ②商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

7 用語の説明

• 卸売業

ア 卸売業(代理商・仲立業を除く)とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- ①小売業又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- ②産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など)に商品を大量又は多額に販売する事業所。
- ③主として業務用に使用される商品を販売する事業所。
- ④製造業者が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所。
- ⑤商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入が多くても同種商品を 販売している場合は修理業とせず、卸売業とする)。
- イ 代理商、仲立業とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(少額でも商品の販売を行っていれば代理商、仲立業とせず、卸売業(代理商、仲立業を除く)または小売業とする)。

· 小 売 業

小売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

①主として、個人用(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費のために商

品を販売する事業所。

- ②産業用使用者に商品を少量又は少額に販売する事業所。
- ③商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所(修理料収入が多くても同種商品を 販売している場合は修理業とせず、小売業とするが、修理を専業としている事業所は 修理業(サービス業)となる)。
- ④製造した商品をその場所で家庭用消費者に販売する事業所(菓子店、豆腐屋、調剤薬局など)。
- ⑤ ガソリンスタンド。
- ⑥主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に商品を販売する事業所。

8 調査票について

(1) 事業所数

平成14年6月1日現在の商業事業所数である。

(2)従業者

平成14年6月1日現在でこの事業所に従事している者をいい、個人事業主及び 無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者の計である。

常用雇用者には、平成14年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者を含む。

なお、従業者に臨時雇用者、出向・派遣受入者を併せたものを就業者としている。

(3)年間商品販売額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

ただし、不動産及び有価証券の販売額は含めない。

なお、代理商・仲立業の収入額は年間商品販売額には含まず、その他の収入額となる。

(4) その他の収入額

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等、商業販売額以外の収入額を合計したもので、消費税額を含む。

サービス業収入額とは、クリーニング、DPE、宅配取次手数料などのサービスの提供により得た収入額をいう。

製造業出荷額とは、製造した商品を卸売した場合の出荷額をいう。

(5) 年間商品販売額の販売方法別割合

ア 現金販売

小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

イ 信用販売

(ア)クレジットカードによる販売

購入者が信販会社等の提供(あっせん)する「クレジットカード」を利用して、 商品をクレジット販売するものをいう。

(イ) 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売をいう。 また、新聞、牛乳の月極販売もここに含める。

(6) 商品手持額

平成14年3月末日現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額(仕入れ時の原価による)。

(7)年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合

ア 店頭販売

店頭での販売や店舗を有する小売業者が注文を受けて配達販売する場合。

イ 訪問販売

訪問販売員等が消費者の家庭などを訪問して、現物か商品カタログなどを見せて販売、契約をした場合。

ウ 通信・カタログ販売

テレビ、ラジオ、カタログ、インターネット等の媒介を用いてPRを行い、消費者から、郵便、電話、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合。

エ 自動販売機による販売

事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合。

オ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売や給食センター 及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合。

(8) セルフサービス方式採用の有無

セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用している事業所。 セルフサービス方式とは、次の3つの条件をかねているものをいう。

ア 商品無包装またはあらかじめ包装され、値段がつけられていること。

イ 店に備え付けられた買い物かごなどにより、客が自由に商品を取り集めるよう な形式をとっていること。

ウ 売場の出口などに設けた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

(9) 売場面積(小売業のみ)

平成14年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(屋外展示場(植木・石材等)、事務室、倉庫等は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、新聞小売業及びガソリンスタンド、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していない。

(10) 営業時間等(小売業のみ)

原則、調査期日時点での営業時間(通常の営業時間)をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(11) 来客用駐車場の有無及び収容台数

平成14年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。 専用駐車場とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる 来客用の駐車場をいう。

共用駐車場とは、他の事業所と共用で使用しており、その事業所が単独で使用 できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数とは、満車の状態で収容できる台数をいい、1日の延べ収容台数ではない。

「専用駐車場1台あたり売場面積及び1台あたりの年間商品販売額」は、専用駐車場を有しない事業所については除いて計算した。

(12) チェーン組織への加盟の有無

ア フランチャイズチェーンとは、事業所(フランチャイザー)が他の事業所(フランチャイジー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイジーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいい、コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどにこの例がみられる。

イ ボランタリーチェーンとは、事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に 共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所を いい、食料品スーパーなどに例が多い。

- ウ上記ア、イに含まれないもの。
- (13)年間商品仕入額の仕入先別割合
 - ア 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場から帳簿上商品の振替えを行った場合など。

イ 自店内製造

事業所がその場所で商品を製造した場合で、別の場所にある本・支店又は工場で製造した商品は含めない。商品の評価は原則として製造原価による。

ウ親会社

自社の株式総数の50%を超える株式、又は資本の50%を超える出資口数を 有する生産業者から商品を直接仕入れた場合。

エ その他

上記ウを除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

オ 卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合や、生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

カ 国外(直接輸入)

自社(自分)名義で通関手続きを行って国外から商品を仕入れた場合。

- (14)年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
 - ア 本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場から帳簿上商品の振替えを行った場合など。

イ 卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

ウ 小売業者

小売業者に商品を卸売した場合。

エ 産業用使用者・その他

建設業、製造業、飲食店、病院、学校、官公庁などに産業用(業務用)として商品を販売した場合。

才 国外(直接輸出)

自社(自分)名義で通関手続を行って直接輸出した場合。

(15)電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合 商取引のうち、物品の受発注に関わる業務について一部でもコンピューターを 介したネットワーク上(インターネットを含む)で行っていることを指す。

9 産業分類

平成14年調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っている。

平成11年以前の数値は平成14年の定義に合わせて組み替えており、その対応は別表1のとおりである。

格付け方法については<参考>を参照。

10 留意点

(1)以下に該当する事業所については平成11年調査と取り扱いが異なっているので留意されたい。

ア 国・地方公共団体に属する事業所

これまで対象外としてきた国に属する事業所を新たに対象とし(本県は対象なし)、また平成11年は民営事業所のみ対象であったのを平成14年は公営事業所についても対象に含めることとした。

イ 自動車販売会社 (ディーラー) の本社・本店など

これまで、本社・本店等と営業所間の帳簿の振替えをもって、本社等を卸

売事業所としていたが、平成14年調査より本社・本店等は統括管理事務所に、 もしくは、リース会社、タクシー会社等への業務用販売を行っている場合のみ その販売をもって卸売事業所とすることに定義を変更している。

ウ総合農協の購買店舗

農業協同組合の同一構内(同一建物)にある直営購買店舗は、これまで小売業としてきたが、複合サービス業に分類し調査の対象から除くこととした。

- (2) 平成11年以前の年間商品販売額には、卸小売に格付けされた事業所の飲食部門販売額が含まれているが、産業分類の改訂により今回調査では飲食部門販売額は含まれていない。しかし、総額に占める飲食部門販売額の割合は0.1%とわずかであるため差し引き計算は行わず、これまでの公表値を用いることとする。
- (3)産業細分類の新設について

日本標準産業分類の改訂に伴い、小売業 57 飲食料品小売業に 5791 コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る) が新設されたため、商業統計調査においては産業分類別表章を行っている。なお、産業分類によるコンビニエンスストアと業態分類によるコンビニエンスストアの定義には下記の相違があるので、利用には留意されたい。

コ	ン	ビ	=	エ	ン	ス	ス	\vdash	T	\mathcal{O}	定	義
---	---	---	---	---	---	---	---	----------	---	---------------	---	---

	産業分類	業態分類
格 付 け 等	「57 飲食料品小売業」に格付け	飲食料品を扱っていること
セルフサービス方式	採用	採用
売 場 面 積	30 ㎡以上 250 ㎡未満	30 ㎡以上 250 ㎡未満
営 業 時 間	14 時間以上	14 時間以上

(4) 大規模小売店舗について

届け出店舗面積が1、000㎡を超えているもの。

(平成11年調査までは、1つの建物内の店舗面積の合計が500㎡以上のものであった。)

(5)業態別統計の数値について

平成14年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表2の「業態分類表」のとおり業態区分の定義に従って再集計したものである。なお、 平成14年調査において業態定義の見直しを行っており、平成11年の数値を平成 14年定義に合わせて組み替えている。

1	-1	=±/.	筲	+
		=7		71

(1) 1 事業所当たり年間商品販売額 = 年間商品販売額 事業所数(代理商、仲立業を除く)

(2) 従業者1人当たり年間商品販売額 = 年間商品販売額

従業者数(代理商、仲立業を除く)

(パート・アルバイト等の数値には8時間換算値を用いて算出。)

(3) 売場面積 1 m² 当たり年間商品販売額 = <u>年間商品販売額(売場面積を調査しない事業所を除く)</u> 売場面積

(4) 商品在庫率 = $\frac{\text{商品手持額} \times 1\ 2}{\text{年間商品販売額}} \times 1\ 0\ 0$

(5)商品回転率 = 年間商品販売額 商品手持額

12 広域市町村圏域区分

広域市町村圏域区分は次のとおりである。

広域市町村圏域名	区域
松江圏	松江市、安来市、八束郡、能義郡
出雲圏	出雲市、平田市、簸川郡
雲南圏	仁多郡、大原郡、飯石郡
大田圏	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田圏	浜田市、江津市、那賀郡
益田圏	益田市、美濃郡、鹿足郡
隠岐圏	隠岐郡

13 その他

- (1) 平成11年調査は、全国すべての事業所・企業を対象とした総務庁所管の事業 所・企業統計調査との同時調査により実施し、既設の対象事業所の補足を行って いる。このため、数値を時系列で使用する際には留意されたい。
- (2) 表中の数値は、四捨五入したため内訳が合計に一致しない場合がある。
- (3) この報告書に用いた記号は次のとおりである。
 - 「一」 該当数値なし
 - 「▲」マイナスの数値
 - 「0」 四捨五入のため単位未満
 - 「x」 1又は2の事業所に関する数値であるため秘匿した箇所である。 また、3以上の事業所に関する数値でも秘匿した数値が前後の関係から 判明する箇所は「x」で表した。
- (4) この調査結果報告書の数値は本県で集計したものであり、経済産業省から公表される数値と相違することがある。
- 14 問い合わせ先

 \mp 690 - 8501

島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局統計調査課 電話 0852-22-5073

産業分類名称	H14年	H11年対応	H6,9年対応
各種商品卸売業	49	48	48
竹種间町脚光来	4911	48A	4811
その他の各種商品	4919	48B	4819
繊維・衣服等卸売業	50	49	49
繊維品(衣服、身の回り品を除く)	501	491	491
生糸・繭	5011	_	4911
繊維原料(生糸、繭を除く)	5012	_	4912
糸	5013	_	4913
織物(室内装飾繊維品を除く)	5014	_	4914
衣服・身の回り品	502	492	492
男子服	5021	_	4921
婦人・子供服	5022		4922
下着類	5023	_	4923
寝具類 靴	5024 5025	_	4924 4925
履物(靴を除く)	5026		4925 4926
がばん・袋物	5027		4927
- 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	5029	_	4929
飲食料品卸売業	51	50	50
農畜産物・水産物	511	501	501
米麦	5111	50A	5011
雑穀・豆類	5112	_	5012
野菜	5113	50B	5013
果実	5114	_	5014
食肉	5115	50C	5015
生鮮魚介	5116	50D	5016
その他の農畜産物・水産物	5119	50E	5019
食料・飲料	512 5121	502	502 5021
砂糖 味そ・しょう油	5121		5021
旅た・しょう個	5123	_	5022
乾物	5124	_	5024
缶詰・瓶詰食品(気密容器入りのもの)	5125	_	5025
菓子・パン類	5126	_	5026
飲料(別掲を除く)	5127	_	5027
茶類	5128	_	5028
その他の食料・飲料	5129	_	5029
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	52	51	51
建築材料	521	511	511
木材・竹材	5211	_	5111
セメント 板ガラス	5212 5213	#	5112 5113
	5219	1_	5119
化学製品	5219 522	512	512
涂料	5221	_	5121
<u>塗料</u> 染料・顔料	5222	1-	5122
油脂・ろう	5223	1-	5123
その他の化学製品	5229		5124+5129
鉱物・金属材料	523	513	513
石油	5231	<u> </u>	5132
鉱物(石油を除く)	5232		5131+5133+5134
鉄鋼	5233	<u> </u>	5135
非鉄金属	5234	<u> </u>	5136
再生資源 空逝,空气等空空	524	514	514
空瓶・空缶等空容器 鉄スクラップ	5241 5242	#	5141 5142
 非鉄金属スクラップ	5242	#	5142
大野金属ヘクノツノ 古紙	5244	1_	5143
その他の再生資源	5249		5149
ててログロ上界My	02 10	II .	0110

産業分類名称	H14年	H11年対応	H6,9年対応
機械器具卸売業	53	52	52
一般機械器具	531	521	521
農業用機械器具	5311	_	5211
建設機械・鉱山機械	5312	_	5212
金属加工機械	5313	_	5213
事務用機械器具	5314	_	5214
その他の一般機械器具	5319	_	5219
自動車	532	522	522
自動車(二輪自動車を含む)	5321	_	5221
自動車部分品・付属品(中古品を除く)	5322	_	5222
自動車中古部品	5323	_	_
自動車(二輪自動車を含む) 自動車部分品・付属品(中古品を除く) 自動車中古部品 電気機械器具	533	523	523
家庭用電気機械器具	5331	_	5231
家庭用電気機械器具 電気機械器具(家庭用電気機械器具を除く) その他の機械器具	5332	_	5232
その他の機械器具	539	529	529
輸送用機械器具(自動車を除く)	5391	_	5291
輸送用機械器具(自動車を除く) 精密機械器具 医療用機械器具(歯科用機械器具を含む)	5392		5292
医療用機械器具(歯科用機械器具を含む)	5393		5293
【その他の卸売業	54	53	53
家具・建具・じゅう器等	541	531	531
家具・建具	5411	_	5311
荒物	5412	_	5312
畳	5413		5313
室内装飾繊維品	5414		5314
陶磁器・ガラス器	5415	_	5315
その他のじゅう器	5419	_	5319
【医薬品・化粧品等	542	532	532
医薬品	5421		5321
医療用品	5422		5322
化粧品	5423		5323
合成洗剤	5424		5324
他に分類されない	549	533+539	533+539
紙・紙製品	5491		5391
金物	5492		5392
肥料・飼料	5493		5394
スポーツ用品・娯楽用品・がん具	5494		5395
たばこ	5495		5396
ジュエリー製品	5496		5397
代理商、仲立業	5497	533	5331
他に分類されないその他	5499	539	5393+5399
各種商品小売業	55	54	54
百貨店、総合スーパー	551	541	541
百貨店、総合スーパー	5511		5411
その他の各種商品(従業者が常時50人未満のもの)	559	549	549
その他の各種商品(従業者が常時50人未満のもの)	5599	<u> -</u>	5499
織物・衣服・身の回り品小売業	56	55	55
具服・服地・寝具	561	551	551
呉服・服地	5611	<u> </u>	5511
寝 具	5612	<u> </u>	5512
男子服	562	552	552
男子服	5621	<u> </u>	5521+5522
婦人・子供服	563	553	553
婦人服	5631	<u> </u>	5531
子供服	5632	<u> </u>	
靴・履物	564	554	554
靴	5641		5541
履物(靴を除く)	5642		5542

産業分類名称	H14年	H11年対応	H6,9年対応
その他の織物・衣服・身の回り品	569	559	559
かばん・袋物	5691	_	5591
洋品雑貨・小間物	5692	_	5592
他に分類されない織物・衣服・身の回り品	5699	_	5599
酒	5721	_	5621
食肉	573	563	563
食肉(卵,鳥肉を除く)	5731	_	5631
卵・鳥肉	5732	_	5632
鮮魚	574	564	564
鮮魚	5741	_	5641
野菜・果実	575	566	566
野菜	5751		5661
果実 #実	5752		5662
菓子・パン	576	567	567
菓子(製造小売)	5761	_	5671
菓子 (製造小売でないもの) パン (製造小売)	5762 5763	_	5672 5673
パン(製造小売) パン(製造小売でないもの)	5764		5674
大文(製造小売でないもの) 米穀類	577		568
小秋 類 米穀類	5771	_	5681
^{へ双短} その他の飲食料品	579		565+569
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る		_	_
4乳	5792	56C	5691
飲料(別掲を除く)	5793	_	_
茶類	5794	_	5693
料理品	5795	56A	5692
豆腐・かまぼこ等加工食品	5796	_	5694+5695
乾物	5797	565	5651
他に分類されない飲食料品	5799	56B	5699
自動車・自転車小売業	58	57	57
自動車	581	571	571
自動車(新車)	5811	57A	5711
中古自動車	5812	_	5712
自動車部分品・付属品	5813	57B	5713
二輪自動車(原動機付自転車を含む)	5814	57C	5714
自転車	582	572	572
自転車	5821	_	5721
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	58	58
家具・建具・畳	591	581	581
家具	5911	58A	5811+5812
建 具 畳	5912	58B	5813+5814 5915+5916
宜 宗教用具	5913 5914	_	5815+5816 5817+5818
示教用具 機械器具	591 4		5817+3818 584
電気機械器具	5921	58C	5841
電気事務機械器具	5922	_	_
その他の機械器具	5929	58D	5842
その他のじゅう器	599	582+583+589	582+583+589
金物	5991	582	5821
荒物	5992	_	5822
陶磁器・ガラス器	5993	583	5831
他に分類されないじゅう器	5999	589	5899
その他の小売業	60	59	59
医薬品・化粧品	601	591	591
医薬品(調剤薬局を除く)	6011	59F	5911
調剤薬局	6012	_	_
化粧品	6013	59G	5912

産業分類名称	H14年	H11年対応	H6,9年対応
農耕用品	602	592	592
農業用機械器具	6021	 -	5921
苗・種子	6022	 -	5922
肥料・飼料	6023	 -	5923
燃料	603	593	593
ガソリンスタンド	6031	59H	5931
燃料(ガソリンスタンドを除く)	6032	59J	5932
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器	605	595	595
スポーツ用品	6051	59A	5951
がん具・娯楽用品	6052	59B	5952
楽器	6053	59C	5953
写真機・写真材料	606	596	596
写真機・写真材料	6061	_	5961
時計・眼鏡・光学機械	607	597	597
時計・眼鏡・光学機械	6071	_	5971
他に分類されない	609	598+599	598+599
たばこ・喫煙具専門	6091	_	5991
花・植木	6092	59D	5992
建築材料	6093	_	5993
ジュエリー製品	6094	_	5994
ペット・ペット用品	6095	_	_
骨とう品	6096	598	5981
中古品(骨とう品を除く)	6097	_	5989
他に分類されないその他	6099	59E	5999

別表2「業態分類表」

	区 分	セルフ	取扱商品	売場面積	営業時間	備考
1.	百貨店					
	1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業「551 百貨 店、総合スー
	2その他の百貨店			3000㎡未満(都特 別区及び政令指定 都市は6000㎡未 満)		パー」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売
2.	総合スーパー					額の10%以上70%未
	1 大型総合スーパー	0		3000㎡以上(都特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		満の範囲内にある 事業所であって、 従業者が50人以上 の事業所をいう。
	2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都特 別区及び政令指定 都市は6000㎡未 満)		
3.	専門スーパー		-1-28=00/DL			
	1 衣料品スーパー 2 食料品スーパー		衣が70%以上			
	3住関連スーパー	_	食が70%以上 住が70%以上	0		
	3 仕渕連スーハー	\circ		250㎡以上		
	うちホームセンター		住関連スーパーのうち 5991+5992+6022が70%未満			
4.	コンビニエンスストア				14時間以上	産業「5791 コンビニエンスストア
	うち終日営業店	0	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未 満	終日営業	(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
5.	ドラッグストア	0	産業「601」であって6011 を扱っていること		•	
6.	その他スーパー うち各種商品取扱店	0				2,3,4,5以外のセル フ店
7.	専 門 店					
	1 衣料品専門店		561, 562, 563, 564, 5691, 569 2, 5699のいずれかが90%以 上			
	2食料品専門店	×	572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796 , 5797, 5799のいずれかが 90%以上			
	3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 609 2, 6093, 6094, 6095, 6096, 60 97, 6099のいずれかが90%以上			
8.	中 心 店					
	1 衣料品中心店		衣が50%以上			7に該当する小売店
	2食料品中心店	×	食が50%以上			を除く。
	3 住関連中心店	Ī	住が50%以上			
9.	その他の小売店					1,7,8以外の非セル
	うち各種商品取扱店	×				フ店
	I	l				1

く参 考>

産業分類の格付け方法

1. 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定します。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決めます。次に、卸売業か小売業のいずれかが決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決めます。さらに、その小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定します。

2. 例外的な産業分類の格付け

例外的な産業分類の格付け方法を行っているものは、次の表のとおりです。

分類番号	産 業 分 類
4911	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
4919	その他の各種商品卸売業
5 5 1 1	百貨店、総合スーパー
5 5 9 9	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
5 7 1 1	各種食料品小売業
5 7 9 1	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
6 0 9 1	たばこ・喫煙具専門小売業

(1)「4911 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類を生産財(501.522.523.524)、資本財 (521.531.532.533.539)、消費財 (502.511.512.541.542.549) の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各 財の販売額が卸売販売額の 10%以上の事業所で、従業者が 100 人以上の事業所を「4911 各種商品卸売業」に格付けします。

(2)「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号 (501) から (549) までの小分類を生産財 (501.522.523.524)、資本財 (521.531.532.533.539)、 消費財 (502.511.512.541.542.549) の 3 財に分け、3 財にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の 50%に満たない事業所で、従業者が 100 人未満の事業所を「4919 その他の各種商品卸売業」に格付けします。

(3)「5511 百貨店、総合スーパー」

衣(中分類 56)、食(同 57)、住(同 58.59.60) にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の 10% 以上 70%未満の事業所で、従業者が 50 人以上の事業所を「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けます。

なお、百貨店に格付けされた事業所の商品分類は、次の商品分類によって作成します。

分類番号	産業分類	分類番号	産 業 分 類
55111 55112 55113 55114 55115	紳士服・洋品 婦人・子供服・洋品 その他の衣料品 身の回り品 飲食料品	55116 55117 55118 55119	家 具 家庭用電気機械器具 家庭用品 その他の商品

(4)「5599 その他の各種商品小売業」

衣 (中分類 56)、食 (同 57)、住 (同 58.59.60) にわたる商品を小売りしていて、そのいずれも小売販売額の50% に満たない事業所で、従業者が常時50人未満のものを「5599 その他の各種商品小売業」に格付けます。

(5)「5711 各種食料品小売業」

- 「57 飲食料品小売業」の小分類 (572) から (579) までのうち、3 つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の 50%に満たない事業所を「5711 各種食料品小売業」に格付けします。
- (6)「5791 コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る)」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、 売場面積が30 ㎡以上250 ㎡未満で、営業時間が14 時間以上の事業所を格付けします。

(7)「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が 90%以上あるときは「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けします。ただし、90%に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

3. 販売額が同額の場合の格付け

- (1) 卸売販売額と小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けします。
- (2) 卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位2桁、同3桁、同4桁が同額の場合は若い方の分類番号に格付けします。

4. 「5497 代理商、仲立業」の格付け

これまで「商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為専業の場合のみ「5497 代理商、仲立業」に格付けしてきましたが、産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けられた場合に年間商品販売額と「その他の収入額の仲立手数料(割合を販売額に直したもの)」を比較して仲立手数料が多い場合、「5497 代理商、仲立業」に格付けします。